

宿毛市文書分類改訂等に関するアドバイザー業務  
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、宿毛市文書分類改訂等に関するアドバイザー業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとします。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称： 宿毛市文書分類改訂等に関するアドバイザー業務
- (2) 業務内容： 別紙業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間： 契約締結日から令和3年3月31日
- (4) 契約限度額： 3,630,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本業務の選考に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 地方公共団体の同種業務を直接受託し、かつその委託業務を履行し、実績を有していること。

4. 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりです。

| 内容 | 期間等 |
|----|-----|
|----|-----|

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 公募開始（実施要領等の公表、<br>質問受付開始） | 令和２年６月２９日（月）      |
| 質問書提出期限                   | 令和２年７月６日（月）１７時まで  |
| 質問の回答集約分を電子メール<br>で送付     | 令和２年７月９日（木）       |
| 参加申込書の提出期限                | 令和２年７月１３日（月）１７時まで |
| 企画提案書等の提出期限               | 令和２年７月２０日（月）１７時まで |
| 企画提案プレゼンテーション<br>案内       | 令和２年７月２２日（水）      |
| 企画提案プレゼンテーション<br>実施       | 令和２年７月下旬          |
| 選考結果通知発送                  | 令和２年８月上旬          |
| 契約締結                      | 令和２年８月中旬          |

## ５．質問受付及び回答

本実施要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式第５号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和２年７月６日（月）１７時まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第５号）を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法：提出された質問は個別に回答するとともに、質問事業者には令和２年７月９日（木）までに社名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送付する。
- (4) 提出先：後記１２を参照

## ６．参加申込書の提出

- (1) 提出期限：令和２年７月１３日（月）１７時まで
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙１）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記１２を参照

## 7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和2年7月20日（月）17時まで
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記12を参照

## 8. 事業者の選定

### (1) プレゼンテーション

#### ①実施日時・場所

令和2年7月下旬（未定）宿毛市役所3階 第3会議室

#### ②実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする）

#### ③その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、自前で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

### (2) 選定方法

事業者の選定は、市が庁内委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を契約候補者とし、次に得点の高かった者を次点の候補者として選定する。

### (3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

| 評価項目                   | 評価点 |
|------------------------|-----|
| 同種業務の実績                | 20  |
| 業務実施体制・配置予定者実績・実施行程    | 20  |
| 提案額                    | 20  |
| 提案内容（業務に対する意欲・理解度・手法等） | 40  |
| 合計                     | 100 |

※同点の場合は、提案内容の評価が高いほうを上位とする。

#### (4) 結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

### 9. 契約の締結

前記 8 により契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、契約候補者と協議が不調になった場合、次点候補者と契約交渉を行うことができるものとする。

### 10. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合
- (5)前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等選定委員会が失格であると認めた場合

### 11. その他留意事項

- (1)本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- (3)応募者は、一つの提案しか行うことができない。
- (4)本市が提供する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に使用しない。
- (5)提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）に基づく情報公開請求があった場合、ならびに宿毛市議会へ説明する場合には公開することがあります。
- (6)契約候補者に選定された参加者の提出書類は返却しない。
- (7)プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません（宿毛市の指示のもと変更又は修正を加える場合があります。）

1 2 . 問 い 合 わ せ ・ 提 出 先

〒788-8686 高知県宿毛市桜町 2 番 1 号

宿毛市役所 総務課 担当：川田

[Tel:0880-63-0948](tel:0880-63-0948) Fax:0880-63-6370

E-mail:sukumo@city.sukumo.lg.jp